

個人市町村民税

税のしくみは、個人県民税とほぼ同様です（7 ページ参照）。

¥

納める額

〈均等割〉

税率(年額)	3,000円
--------	--------

(参考) 森林環境税
令和6年度から、個人住民税均等割と併せて、別途森林環境税（国税）年額1,000円が課税・徴収されます。

〈所得割〉

税 率	6%
-----	----

法人市町村民税

税のしくみは、法人県民税とほぼ同様です（15 ページ参照）。

¥

納める額

〈均等割〉

法 人 等 の 区 分		標 準 税 率 (年 額)
資 本 金 等 の 額※	従 業 者 数	
50億円超	50 人超	300 万円
	50 人以下	41 万円
10億円超 50億円以下	50 人超	175 万円
	50 人以下	41 万円
1 億円超 10億円以下	50 人超	40 万円
	50 人以下	16 万円
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	15 万円
	50 人以下	13 万円
1 千万円以下	50 人超	12 万円
	50 人以下	5 万円

(注) 制限税率は、標準税率の1.2倍です。税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。

※ 法人市町村民税の税率区分の基準となる資本金等の額は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の額）が、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額になりました。

〈法人税割〉

	平成26年10月1日以後かつ令和元年 9月30日までに開始した事業年度	令和元年10月1日以後に 開始した事業年度
標 準 税 率	9.7%	6.0%
制 限 税 率	12.1%	8.4%

(注) 税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。

軽自動車税



納める人

4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者



納める額

軽自動車等の種類、用途、総排気量などによって税率が異なり、標準税率は次のとおりです。

種 別				標準税率 (かつて書きは旧税率※1)
原動機付自転車 ※2	二輪のもので		総排気量50cc以下 定格出力0.6kW以下	2,000円
	二輪のもので		総排気量50cc超125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下※3	2,000円
	二輪のもので		総排気量50cc超90cc以下 定格出力0.6kW超0.8kW以下	2,000円
	二輪のもので		総排気量90cc超125cc以下 定格出力0.8kW超1.0kW以下	2,400円
	三輪以上のもので		総排気量20cc超50cc以下 定格出力0.25kW超0.6kW以下 (総務省令で定めるものを除く)	3,700円
	特定小型原動機付自転車		定格出力0.6kW以下かつ最高速度20km/以下	2,000円
二輪の小型自動車 総排気量250cc超				6,000円
軽自動車	二輪(側車付を含む) 総排気量125cc超250cc以下			3,600円
	三輪			3,900円 (3,100円)
	四輪以上	乗用	営業用	6,900円 (5,500円)
			自家用	10,800円 (7,200円)
		貨物用	営業用	3,800円 (3,000円)
			自家用	5,000円 (4,000円)
小型特殊自動車				条例で定める額

- ※1 平成26年度までに最初の新規検査を受けた、三輪以上の軽自動車については、旧税率が適用されます。
- ※2 総務省令で定める原動機付自転車は、車室を備えず、かつ、輪距が0.5メートル以下の原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪の原動機付自転車をいいます。
- ※3 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）により令和7年4月1日に施行。

●重課について

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車及び被牽引車は除く）について、標準税率に概ね20%加算した税額が課税されます。

●軽課について（令和8年度課税分）

令和7年度に最初の新規検査を受けた下表に該当する軽自動車は、令和8年度の軽自動車税が通常の税率より概ね50%または75%軽減されます。

最初の新規検査年月日	軽課の対象車			適用税率※1
令和7年4月1日	・電気自動車 ・天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）			概ね75%軽減
～ 令和8年3月31日	ガソリン車・ハイブリッド車 (平成30年排ガス基準50% 低減又は平成17年排出ガス 基準75%低減達成車)※2	営業用 乗用車	令和12年度燃費基準90%以上達成 ※3	概ね50%軽減

- ※1 軽減の適用は、最初の新規検査の翌年度（令和8年度）のみです（その後は標準税率になります）。
- ※2 低排出ガスと燃費基準の2つを満たした車を軽減します。
- ※3 については令和7年度取得分まで、



納める人

1月1日現在で土地、家屋及び償却資産を所有する人



非課税

- 1 国や地方公共団体等
- 2 公共用道路、墓地、保安林、国立公園又は国定公園内の一定の土地、学校等



納める額

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (1.4\%)}$$



課税標準

- 1 1月1日現在の固定資産の価格
(固定資産評価基準により評価され、固定資産課税台帳に登録されている価格)
- 2 土地、家屋については、原則として3年に1度、評価替えを行います。



課税標準の特例

- 1 小規模住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡までの部分）
 - (1) と (2) のうち、いずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6}$
 - (2) 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 5\%$
(ただし、今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 20\%$ を下回る場合は 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 20\%$ とする。)
- 2 住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡を超える部分）
 - (1) と (2) のうち、いずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3}$
 - (2) 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 5\%$
(ただし、今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 20\%$ を下回る場合は 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 20\%$ とする。)

3 商業地等の宅地（住宅以外の建物が建っている土地など）

下表の負担水準に応じた額

区 分	負担水準	
商 業 地 等	70%～	今年度の評価額×70%
	60～70%	前年度の課税標準額を据え置き
	～60%	前年度の課税標準額+今年度の評価額×5% 〔ただし、今年度の評価額×60%を上回る場合は今年度の評価額×60% 今年度の評価額×20%を下回る場合は今年度の評価額×20% とする。〕

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \times 100 (\%)$$

4 農地（田・畑）

(1) と (2) のうち、いずれか低い額

(1) 今年度の評価額

(2) 下表の負担水準に応じた額

区 分	負担水準	
農 地	90%～	前年度の課税標準額×1.025
	80～90%	前年度の課税標準額×1.05
	70～80%	前年度の課税標準額×1.075
	～70%	前年度の課税標準額×1.10

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \times 100 (\%)$$



免税点

土 地	家 屋	償 却 資 産
30 万円	20 万円	150 万円



納 税

市町村から送られる納税通知書によって、市町村が条例で定める納期（4月・7月・12月・2月の年4回など）までに納めます。

都市計画税

3 市町村税のあらまし



納める人

固定資産税の課税対象のうち、都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋又は市街化調整区域のうち市町村の条例で定める区域内に所在する土地、家屋を所有する人。

この場合の所有者とは、固定資産税における所有者と同じです。



納める額

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (制限税率0.3\%)}$$

(注) 税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。



課税標準

土地、家屋の価格（原則として、固定資産税の課税標準となる価格と同一）

※ 課税標準の特例等については、固定資産税と相違する場合があります。



免 税 点

土 地	家 屋
30 万円	20 万円

市町村たばこ税

3 市町村税のあらまし

税のしくみは、県たばこ税と同様です（29 ページ参照）。



納める額

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数 1,000 本につき 6,552 円